

日本共産党の山本伸裕です。議員提出議案第 7 号、T P P 合意内容の公開と徹底審議、国会決議遵守を求める意見書案についての提案説明を行ないます。本議会には、T P P 対策特別委員会提出の意見書案も提出されております。私も同委員会所属の委員でございまして、大筋合意前の段階では、これまで委員会提出の意見書に賛成をしまいいりました。しかし大筋合意という段階に至っては、もはや政府の T P P 推進の動きに待ったをかけ、撤退を求めるという意思がはっきり示されるべきではないかとの思いにいたり、反対の態度を取らせていただいております。

大筋合意で日本政府は、史上最悪の農林水産物輸入自由化を約束しました。農産物重要 5 項目で 3 割の品目の関税を撤廃。関税が残った品目でも、コメで特別輸入枠の新設、牛肉・豚肉で関税の大幅削減など、国会決議は総崩れであります。過去に関税を撤廃したことのない農林水産物 834 品目のほぼ半数で関税撤廃。甘利 T P P 担当大臣は、交渉結果として最善のものとなったと言いますが、どういう根拠なのか全く理解できません。日本農業新聞が 10 月に行った農政モニター調査でも、回答者の 69% が国会決議違反だと回答しています。大筋合意は、農業と農村の危機的状況に追い打ちをかけるとともに、農村や国土の荒廃を広げ、世界最低水準の食料自給率をさらに低下させ、国民の生存基盤を根本から脅かすものであります。政府は 11 月 25 日に T P P 関連対策大綱を決定し、大筋合意の詳細を国会にも説明しないまま、すでに対策へと動き出していますが、しかし自由化の打撃を国内対策で防げないことは、過去の牛肉・オレンジ・コメなどの実例でも明らかではないでしょうか。対策大綱によると、農林水産物・食品の輸出額を現在の 6,117 億円から 2020 年に 1 兆円に伸ばす、としています。しかしその内訳を見ると、純粋の国産農産物は牛肉、野菜、果物、米、花、お茶など 835 億円、全体の 8% にしか過ぎません。いっぽう即席めんであるとかレトルト食品、あるいは清涼飲料水や菓子類、さらに原料の多くを輸入に頼っている味噌・しょうゆなど、外国産農産物を加工する分野がおよそ半分を占めています。攻めの姿勢で日本の農産物の輸出を増やし、農家の所得を増やすといううたい文句はごまかしではありませんか。それに農産物の輸出のためには病虫害防止などの厳しい基準をクリアしなければならないし、運賃など経費も当然多くかかることとなります。輸出補助金の制度が

あるアメリカとは違い、日本の農家の輸出用価格は赤字を迫られる状況ではありませんか。

さらにTPPは、国民の安全や暮らしに関わる制度も、非関税障壁として扱います。政府は、医療や食の安全などの制度で変更はないと主張しますが、食品添加物の認可拡大や、国家主権を侵害する投資家対国家紛争解決（ISDS）条項なども盛り込まれています。

特に、TPP交渉とともに行われた日米並行交渉に関する両国の交換文書は、保険、投資、知的財産権、政府調達、衛生植物検疫など9分野で非関税障壁の除去に取り組むことを確認。また、日本政府の税制改革会議に外国企業の意見を反映させることも明記しました。これらはアメリカ大企業の積年の要求であり、国民の暮らしを守る諸制度がアメリカ多国籍企業の要求に沿って改変されかねないことを示しています。保険分野では、米国の保険会社が日本郵政の販売網に参入できるようにすること、かんぽ生命をほかの保険会社と同じ扱いにすること。投資分野では、日本の諸制度に対してアメリカの多国籍企業が口出しする経路が作られました。食の安全の分野では、防カビ剤の承認の簡素化、食品添加物の承認拡大、ゼラチンとコラーゲンの輸入規制の緩和を確認しました。さらにTPP条文案には、発効から7年以降に、関税などの日本の約束について協議することなど、追加的な交渉が定められています。非関税障壁の撤廃についても追加的な交渉が予定されています。官公需の発注を外国企業にも開放する取り決めは政府、独立行政法人、都道府県、政令指定都市が現在対象となっていますが、TPP発効から3年以内に適用範囲を拡大し、発注額の最低額を引き下げる目的で追加的な交渉が行われることになっています。国有企業と民間企業を同等に取り扱う取り決めでも、発効から5年以内に適用の拡大で追加的な交渉を行うとしています。

今回の大筋合意にとどまらず、もともとのTPPの原則である関税ゼロ、非関税障壁除去にむけてのルールがすでに敷かれてしまっているのです。安倍首相が聖域なき関税撤廃を前提としないなどという発言には根拠がなく、たとえ大筋合意の時点で関税が残ったとしても、関税ゼロへの圧力がかかり続けるのです。大筋合意後にアメリカオバマ大統領は豚肉保護策の見直し要求を突き付けてきましたが、これは始まりにすぎません。

政府は、TPPによってアジア太平洋地域でビジネスチャンスが広がる、外国の公共事業の入札に参加できるなどと強調します。しかしそれで利益を得るのは一握りの大企業にすぎません。むしろそれと引き換えに、米国などの多国籍企業に国内市場を明け渡すことが深刻です。中小企

業や地場産業、地域経済が衰退するのは明らかではないでしょうか。

さて、日本の農業はすでに高齢化や担い手の減少が限界まで達し、崩壊の危機が広がっています。TPPの大筋合意がさらに農林水産業の危機に拍車をかけるのは必至であります。農林水産省は11月に「品目ごとの農林水産物の影響について」を公表し、多くの品目で価格下落が懸念されることを認めましたが、そのうえで、さらなる競争力の強化、環境整備が必要だなどとしてきました。競争できない経営や産地は淘汰されても仕方がないという立場であります。しかし農家経営の破綻や産地消滅は農村社会の崩壊にとどまらず、国土の荒廃、国民の生活基盤、食料主権・食料安全保障をも根底から脅かすこととなります。

県は先日行なわれたTPP対策特別委員会において、TPP協定交渉の大筋合意に伴う熊本県への影響（農林水産物・暫定版）を提出されました。今後、国による影響分析や試算等を参考にしながら精査して行くとされています。一方熊本と同じく農業大県である新潟県は、TPPによる新潟県の米産出額への影響が最大限のマイナスの場合92億円減少するという試算を発表しました。地元への影響の大きさを考えて緊迫感を持って政府の動向を注視しなければならないということではないかと思えます。

安倍首相は、美しい田園風景を守るとよく言われますが、その言葉を聴くと私はいまも脳裏に残る一つの情景をよく思い出すのです。それはおそらくは小学校低学年のころだったかと思いますが、近所の農家のご夫婦が、小さな畑で農作業されていらっしゃるのを私はぼんやりと眺めていました。そのとき夕方5時を知らせる役場のサイレンが鳴ったのです。そうすると二人は、それまで黙々と腰を曲げて作業していたその腰を伸ばし、背伸びをし、お互いの顔を見合わせてにっこりと笑顔を交わしあったのです。きれいな夕焼けを背景に、とても印象的な光景が記憶に残りました。温かい幸せを感じました。これがかつての、当たり前の農村風景ではなかったでしょうか。しかしいま、その地は荒れ地となり、家は空き家となり朽ち果てようとしています。かつて地域に広がっていた農村の風景は大きく失われつつあります。TPPによってさらに零細の家族経営が、あるいは中山間地農業が追い込まれてしまうのは明らかです。それでよいのか、再考すべき時ではないでしょうか。

わたしは、生産コストに見合う価格保証と、国土保全という役割もしっかり評価した所得補償制度を柱として、後継者対策を抜本的に強化することこそ、いま政府が進めるべき農業政策では

ないかと考えます。日本の農業を支えてきた中山間地を大切にし、家族経営を守ることは、日本の気象や地形や風土に見合った農業形態の発展という観点からも、必ず国家の利益にかなうものだと確信するものであります。

ＴＰＰはまだ、署名も批准もされておらず、発効してもおりません。ＴＰＰへの政府の前のめり姿勢を改めさせ、推進姿勢に待ったの意思を示すうえでもぜひ本意見書案へのご賛同をお願いして発言を終わります。